

中間前金払制度導入のお知らせ

久米島町では、平成 28 年 12 月 1 日の建設工事契約から「中間前金払制度」を導入しました。

1 中間前金払制度について

当初の前払金（請負金額の 40%以内の額）とは別に、工事の半分以上が経過した時点で前払金（請負金額の 20%以内の額）を追加して支払う制度です。

2 対象工事

工事の請負金額が 150 万円以上で、かつ工期が 60 日以上 of 工事です。ただし前払金を受領している工事です。

3 認定要件

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

4 認定請求及び支払請求

- (1) 中間前金払認定請求書兼工事履行報告書（様式第 1 号）に実施工程表を添えて工事担当課へ提出する。
- (2) 認定要件を満たしていることを確認後、町が「中間前払金認定・却下調書」（様式第 2 号）を交付する。
- (3) 中間前金払認定調書を添えて保証事業会社に保証の申し込みをする。
- (4) 中間前金払請求に中間前金払に係る保証証書を添えて工事担当課へ提出し、中間前金払の請求をする。